

【アメリカ】選挙広告における AI 等による実質的に虚偽のコンテンツの拡散を規制する法律の制定（カリフォルニア州）

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

* 2024 年 9 月 17 日、カリフォルニア州において、選挙広告及び選挙運動におけるディープフェイクなどの実質的に虚偽のコンテンツの拡散を規制するための法律が制定された。

1 背景

AI（人工知能）はディープフェイクの作成を可能にする強力なツールであり、大統領選挙において AI によって作られた虚偽の情報が拡散することは、有権者の選挙への信頼を損なう可能性がある¹。2024 年 7 月、起業家のイーロン・マスク（Elon Musk）氏が、ハリス（Kamala Harris）副大統領の大統領選における広告動画を加工したと思われる動画を SNS で拡散すると²、カリフォルニア州のニューサム（Gavin Newsom）知事は「このような『広告』で音声进行操作することは違法であるべきである。」と非難した³。2024 年 9 月 17 日、ニューサム知事は、選挙広告及び選挙運動におけるディープフェイクなどの実質的に虚偽のコンテンツに対処するための措置として、同年 8 月にカリフォルニア州議会で可決された 3 つの法律案に署名し、これらの法律（AB2839⁴、AB2655⁵、AB2355⁶）が制定された。

2 各法律の主な内容

（1）実質的に虚偽の内容を含む選挙広告に対する規制を拡大する法律（AB2839）

カリフォルニア州では、カリフォルニア州選挙法典⁷（以下「ELEC」）第 20010 条により、個人や政治団体などの団体が、選挙の 60 日前までの期間に、候補者に関する実質的に虚偽の音声又は視覚メディアを現実の害意⁸をもって拡散することが原則として禁止されている。これらの規定に違反して拡散された音声又は視覚メディアに候補者の音声又は肖像が含まれている場合、候補者は訴訟により差止命令その他拡散を禁止する救済措置及び損害賠償を求めることが

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 10 月 10 日である。

¹ Julia Mueller and Jared Gans, “Fears grow over AI’s impact on the 2024 election,” 2023.12.25. THE HILL website <<https://thehill.com/homenews/campaign/4371959-ai-artificial-intelligence-2024-election-deepfake-trump/>>

² 五十嵐大介「マスク氏、ハリス氏の「偽動画」拡散 X 規約違反か 批判広がる」2024.7.30. 朝日新聞デジタルウェブサイト <https://digital.asahi.com/articles/DA3S15997411.html?iref=pc_ss_date_article>

³ Clara Harter, “Newsom vows new AI regulations after Musk retweets fake Harris video,” 2024.7.30. Los Angeles Daily News website <<https://www.dailynews.com/2024/07/30/newsom-vows-new-ai-regulations-after-musk-retweets-fake-harris-video/>>

⁴ An act to amend Section 35 of the Code of Civil Procedure, and to add Section 20012 to the Elections Code, relating to elections, and declaring the urgency thereof, to take effect immediately. (AB2839) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2839>

⁵ Defending Democracy from Deepfake Deception Act of 2024. (AB2655) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2655>

⁶ An act to amend Sections 84504, 84504.1, 84504.2, 84504.3, 84504.4, and 84504.5 of, and to add Section 84514 to, the Government Code, relating to the Political Reform Act of 1974. (AB2355) <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240AB2355>

⁷ Elections Code. <<https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=ELEC&tocTitle=+Elections+Code+-+ELEC>>

⁸ 原語は「actual malice」。害意あるいは不法な動機を指す。外的状況からして侵害を加える故意があったとされる場合をいう。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.20。

認められている。

AB2839 は、現行法の規定を拡大するものであり、ELEC に第 20012 条を追加し、候補者に関する実質的に虚偽のコンテンツ⁹を含む広告や選挙メッセージなど（以下「偽情報」）は選挙の 120 日前までの期間に、選挙事務に携わる者、当選者及び投票機、投票用紙等の選挙設備（以下「選挙事務担当者等」）に関する偽情報は選挙の 120 日前から選挙の 60 日後までの期間に、害意をもって故意に拡散することを禁止するとした（第 3 条）。当該規定に違反して拡散された偽情報の受信者、候補者又は選挙事務に携わる者は、当該偽情報を拡散又は再拡散した個人や政治団体などの団体に対して訴訟により差止命令その他拡散を禁止する救済措置及び損害賠償を求めることができるとした（同条）。また、同法は、AI 等による偽情報から 2024 年の大統領選挙を守るために必要な緊急立法であり、直ちに発効するとした（第 6 条）。

（2）2024 年ディープフェイクによる欺瞞（ぎまん）から民主主義を守る法律（AB2655）

AB2655 は、ELEC 第 20 部に第 7 章（第 20510 条～第 20520 条）を追加し、次のように規定した（第 3 条）。

大規模オンラインプラットフォーム¹⁰は、カリフォルニア州在住者に対して、実質的に虚偽のコンテンツを報告するための、容易にアクセス可能な手段を提供しなければならない（ELEC 第 20515 条）。選挙の 120 日前から選挙当日までの期間（選挙事務担当者等に関する内容の場合、選挙の 120 日前から選挙の 60 日後までの期間）、大規模オンラインプラットフォームは、本条の規定に基づく表示がされていない、実質的に虚偽のコンテンツを、報告がなされてから 72 時間以内にオンラインプラットフォームから削除しなければならない（ELEC 第 20513 条）。選挙の 6 か月前から選挙当日までの期間（選挙事務担当者等に関する内容の場合、選挙の 6 か月前から選挙の 60 日後までの期間）、大規模オンラインプラットフォームは、実質的に虚偽のコンテンツについて、報告後 72 時間以内に加工されているコンテンツである旨のラベルを表示しなければならない（ELEC 第 20514 条）。報告を行った候補者、当選者及び選挙事務に携わる者が、36 時間以内に大規模オンラインプラットフォームから回答を受け取っていない場合又は当該プラットフォームによる回答、措置若しくは 72 時間以内に当該プラットフォームが措置を行わなかったことに同意できない場合、当該プラットフォームに対して訴訟により差止命令その他拡散を禁止する救済措置及び損害賠償を求めることができる（ELEC 第 20515 条）。

（3）AI を用いて内容を改変した選挙広告について、情報開示を義務付ける法律（AB2355）

AB2355 は、1974 年政治改革法¹¹の目的を推進するため、カリフォルニア州政府法典¹²に第 84514 条を追加し、AI を用いて生成又は大幅に変更されたコンテンツを使用した選挙広告には、その素材が改変されたものであることの開示を政治団体に義務付け、この要件を満たさない場合は、政治活動公正実施委員会（Fair Political Practices Commission）は、政治団体に対し差止命令等の救済措置を求めることができるとした（第 8 条）。

⁹ 故意にデジタルで作成し、又は修正された音声又は視覚メディアで、描写されたコンテンツが真正な記録であると理性的な人々に誤認されるであろうもの。ディープフェイクに限定されない。ELEC 第 20012 条 f 項第 8 号

¹⁰ 過去 12 か月間に 100 万人以上のカリフォルニア州のユーザーを持つ、一般向けインターネットウェブサイト、ウェブアプリケーション又はデジタルアプリケーション。ELEC 第 20512 条 h 項

¹¹ Political Reform Act of 1974. <<https://www.fppc.ca.gov/the-law/the-political-reform-act.html>>

¹² Government Code. <<https://leginfo.ca.gov/faces/codesTOCSelected.xhtml?tocCode=GOV&tocTitle=+Government+Code+-+GOV>>